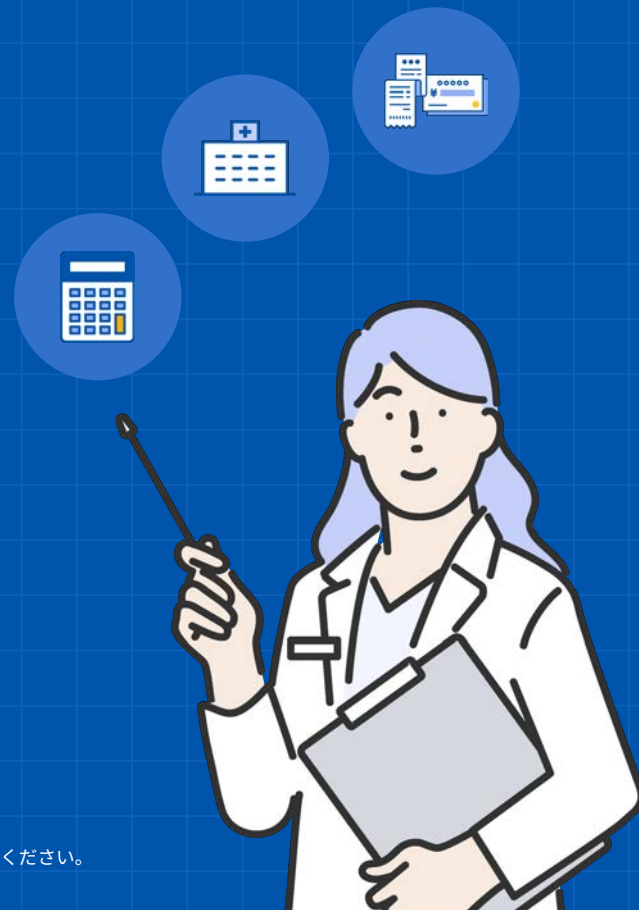


入院給付金の 税法上取り扱い 完全ガイド



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。

制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2025年12月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

入院給付金は原則「非課税」

所得税法上、病気やケガに伴って受け取る給付金（入院給付金、手術給付金、通院給付金など）は非課税所得と定められています。したがって、給付金の受け取り自体について確定申告をする必要はなく、税金は発生しません。

医療費控除を受ける場合は計算に含める

給付金自体は非課税ですが、「**医療費控除**」を申請する場合は計算に含める必要があります。医療費控除は、実質的に自己負担した医療費に対して適用される制度です。そのため、保険金等で補填された金額は、支払った医療費から差し引かなければなりません。



医療費控除額の計算式

(1 支払った医療費の総額 - 2 受け取った給付金等の額) - 3 10万円^(※) = 4 医療費控除額

※ その年の総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく「総所得金額等の5%」を差し引きます。

計算例

医療費40万・給付金15万の場合

医療費が年間40万円かかり、入院給付金を15万円受け取ったケース（所得200万円以上）の計算手順です。

1	支払った医療費の総額を確認	金額	400,000円
2	受け取った給付金を差し引く	金額	▲150,000円（ここまでの実質負担額：250,000円）
3	制度上の基準額（原則10万円）を引く	金額	▲100,000円 ※ 医療費控除は「10万円を超えた部分」が対象となるため、この金額を必ず差し引きます。
4	医療費控除額の確定	結果	150,000円

申告時の注意点と手続きのルール

- ✓ 医療費控除は年末調整の対象外のため、会社員でも**確定申告が必須**です。
- ✓ 領収書の提出は不要ですが、代わりに「**医療費控除の明細書**」を提出します。
- ✓ 領収書は税務署の確認に備え、**捨てずに5年間保管**してください。
- ✓ **給付金を差し引かずに申告するのは違法**（過少申告）です。税務調査等で発覚した場合、追徴課税の対象となります。
- ✓ 受け取った給付金の額が、その入院にかかった医療費を上回る場合、**控除できるのは「その医療費の額」が限度**です（マイナスにはなりません）。余った給付金額を、他の病院での治療費など別の医療費から差し引く必要はありません。

マネーフォワード クラウド確定申告を利用して確定申告を進める方に向けて、
動画やサポートサイトなどをご用意しております。ぜひ、併せてご参考くださいませ。

01

確定申告 はじめてガイド



雑所得や控除の申告に役立つ、確定申告書を提出するまでの流れについてご説明したサポートガイドを用意しております。

ガイドを見る >

02

動画で学ぶ マネーフォワード クラウド 確定申告



動画で、マネーフォワード クラウド確定申告の機能を学べるページをご用意しております。また、**確定申告の基礎について理解**できるような、**YouTube動画も用意しております**ので、ぜひご活用ください。

動画を見る >

03

クラウド確定申告 コラム

初心者の方も悩まず、安心!
クラウド確定申告コラム

読む前にもう確認！クラウド確定申告のコツやポイントを伝えます

マネーフォワード クラウド確定申告についてのお問い合わせの中から、お客様が悩みやすい箇所についてコラム形式でご案内しています。確定申告書の作成にお役立てください。**仕訳の考え方や、勘定科目登録のコツ**など会社員の方にも役立つ内容をまとめております。

コラムを見る >